



TOKIO MARINE
NICHIDO

英文生産物賠償責任保険 (海外PL保険)のご案内

このご案内書は、上記保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。上記保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険約款によりますが、保険金のお支払条件・ご契約手続き、その他ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または東京海上日動(以下「弊社」といいます。)までお問い合わせください。ご契約に際しては必ず保険約款をご確認ください。

根本保険事務所

東京海上日動火災保険株式会社

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

TOKIO
MARINE
GROUP

1. 海外PL保険の内容

保険の仕組み

この保険は、貴社が製造または販売した製品(以下「貴社製品」といいます。)によって日本国外において生じた他人の身体の障害(Bodily Injury)または財物の損壊(Property Damage)について、貴社が負担する法律上の損害賠償金および争訟の解決のために要した費用等をお支払いします。

被保険者が被害者から損害賠償請求を受けた場合は、弊社は、現地の法令等により禁止・制限されている国・地域を除き、被保険者の防御(応訴・示談交渉)を行います。

このご案内書で使用する用語の意味は、次のとおりです。

被保険者	この保険契約において補償を受けることができる方
身体の障害	傷害、疾病またはこれらに起因する後遺障害もしくは死亡
財物	有体物をいいます。電子データは有体物に含みません。
財物の損壊	財物の物理的損壊(滅失、破損または汚損をいいます。以下同様とします。)、その結果として生じるその財物の使用不能損害、物理的損壊が生じていない財物の使用不能損害
支払限度額	保険会社がお支払いする保険金の上限額
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払対象となる法律上の損害賠償金の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。



1. 海外PL保険の内容(続き)

保険金をお支払いする場合

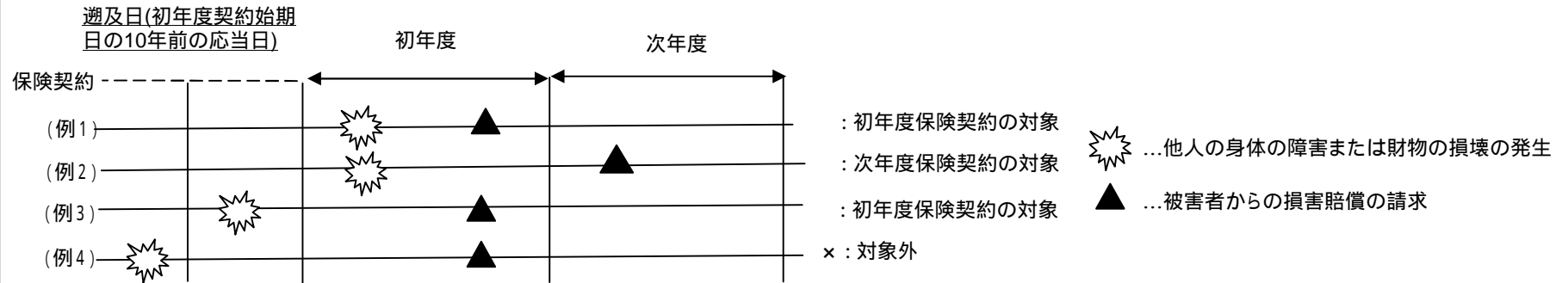
貴社製品によって生じた他人の身体の障害または財物の損壊について、貴社が保険期間中に被害者から損害賠償請求(いいがかり請求を含みます。)を受けた場合に、保険金をお支払いします(損害賠償請求ベース)。

身体の障害
他人のけが・病気・死亡

財物の損壊
他人の財物の損壊
(貴社製品以外の財物の物理的損壊や使用不能損害)

保険期間と保険事故との関係

遡及日(原則として初年度契約始期日の10年前の応当日)より前に発生した事故による損害賠償請求については、補償の対象外となります。



1. 海外PL保険の内容(続き)

お支払いの対象となる損害

法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、貴社が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

費用

損害賠償請求訴訟や示談交渉において、弊社が支出したすべての費用、弊社の要請により貴社が支出した妥当な費用 等

詳細は、保険約款でご確認ください。

保険金のお支払い方法

法律上の損害賠償金および費用を合算して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

免責金額が設定されている契約については、法律上の損害賠償金から免責金額を差し引いた額および費用を合算して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

1. 海外PL保険の内容(続き)

お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。ここでは、主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

- (1) 貴社製品自体の損壊
- (2) 貴社製品のリコール(回収・検査・修繕・交換・使用不能)
- (3) 汚染物質の排出・流出等
- (4) 申告書に記載されていないジョイント・ベンチャーの事業運営
- (5) 核物質の危険な特性
- (6) 戦争
- (7) 地震・噴火・津波
- (8) 罰金・制裁金・懲罰的賠償金等
- (9) アスベスト
- (10) 契約によって加重された責任
- (11) 被保険者が意図または予期していた身体障害・財物損壊

等

(2)については、貴社製品の欠陥等により、他人の身体の障害または財物(貴社製品を除きます。)の物理的損壊を発生させ、または発生させると合理的に予測される貴社製品またはこれを含む製品の回収に要する特定の費用に限り、生産物回収費用担保特約 (PRODUCT WITHDRAWAL EXPENSE COVERAGE ENDORSEMENT)を付帯することで、補償の対象とすることができます。詳細は、「3. オプション(生産物回収費用担保特約)」の項目をご確認ください。

1. 海外PL保険の内容(続き)

保険契約の構成

英文生産物賠償責任保険普通保険約款

PRODUCTS/COMPLETED OPERATIONS LIABILITY COVERAGE FORM

+ アスベスト免責特約条項

ASBESTOS EXCLUSION ENDORSEMENT

+ 原子力損害免責特約条項(ブロード・フォーム)

NUCLEAR ENERGY LIABILITY EXCLUSION (BROAD FORM)

+ 特定製品免責特約条項

DESIGNATED PRODUCTS EXCLUSION ENDORSEMENT

+ 保険適用地域および対象生産物の定義に関する修正特約条項

AMENDMENT OF THE DEFINITIONS OF COVERAGE TERRITORY AND YOUR PRODUCT
ENDORSEMENT

+ その他の特約条項 (追加被保険者特約条項など)

2. 不良完成品損害について

不良完成品損害とは

不良完成品損害とは、貴社製品を原材料や部品として使用した完成品や、貴社製品である機械・工具を用いて製造または加工された財物が、不良品となることによる損害をいいます。たとえば、原材料として使用された貴社製品に異物が混入していたため、完成品が不良品となるケースや、貴社製品である産業用機械の不具合のため、その機械により製造された製品が不良品となるケースなどが該当します。

この保険では、不良完成品損害をUS\$5,000,000を上限として補償の対象とすることができます(貴社製品自体の物理的損壊を除きます。)

ご契約方法

(1) 不良完成品損害を補償の対象としない場合
追加免責条項(財物の損壊/不良完成品損害)を付帯します。

(2) 不良完成品損害を補償の対象とする場合
US\$5,000,000を上限として補償します(基本契約の支払限度額の内枠とします。)
なお、不良完成品損害について基本契約と異なる支払限度額を設定する場合は、財物の損壊に関する内枠サブリミット設定特約条項(不良完成品損害)を付帯します。

支払限度額(1事故・保険期間中)	免責金額(1事故)
基本契約の内枠 (US\$5,000,000上限)	基本契約と共通・共有

3. オプション(生産物回収費用担保特約)

保険金をお支払いする場合

貴社製品の欠陥等により、他人の身体の障害または財物(貴社製品を除きます。)の物理的損壊を発生させ、または発生させると合理的に予測される貴社製品またはこれを含む製品の回収費用について、次のすべての条件を満たしている場合に、保険金をお支払いします。この特約条項の補償については、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

貴社もしくは第三者(例:貴社製品を組み込んだ完成品の製造者)により回収決定が行われること、または、行政機関により回収命令がなされること。

保険期間中に適用地域内で回収が開始されること。

回収開始から1年以内に発生した費用であること。

費用発生から1年以内にその費用の報告が弊社になされていること。

回収の対象となる製品が、明細書に記載の基準日(保険始期日の5年前)より後に出荷された製品であること。

お支払いの対象となる損害

次の費用に対して保険金をお支払いします。ただし、回収の実施に必要なかつ有益な費用に限ります。

社告費用

通信費用

超過人件費(回収のために発生した自社社員の残業代など。宿泊・出張費を含む。)

コンピュータ使用の超過料金

超過人件費(回収のために社外機関や期間従業員を起用した場合)

輸送・運送または梱包の費用

倉庫または保管場所の費用

廃棄費用

第三者が負担した上記 から までの回収費用に対する補償的賠償金

3. オプション(生産物回収費用担保特約)(続き)

お支払いの対象とならない主な場合

次の事由に起因する回収費用に対しては、保険金をお支払いできません。

保証違反または意図した目的への不適合
著作権、特許権、企業秘密、トレード・ドレスまたは商標権の侵害
貴社製品の劣化、変質、化学的変化(貴社製品の製造・設計・加工の瑕疵または輸送等により生じたものを除きます。)
信用・マーケットシェア・利益等の回復費用、再設計費用
貯蔵寿命の満了
貴社製品の既知の欠陥
基本契約で補償の対象外(免責)としている製品に対する回収
貴社製品または貴社製品に包含される部品・原材料が保険始期日前に行政機関により流通を禁止されていた、または、禁止措置後に貴社によって流通・販売された場合の回収
争訟費用
罰金・制裁金
契約責任
汚染物質の排出・流出等

ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

等

保険金のお支払い方法

1回収について、お支払の対象となる回収費用(損害の額)が免責金額を超過する場合に限り、次の式に従って保険金をお支払いします。

ただし、保険証券記載の支払限度額(1回収かつ保険期間中)が限度となります。

お支払いする保険金

=

損害の額

-

免責金額

) ×

縮小支払割合

4. 保険契約のお引受けに際して

別途お見積いたします

(1) 基本契約

支払限度額		免責金額(1事故につき)
1事故につき	US\$	US\$ 0
保険期間中通算	US\$	

< 概算保険料 >

(2) 財物の損壊に関する内枠サブリミット設定特約条項(不良完成品損害)

支払限度額(基本契約の内枠)		免責金額(1事故につき) (基本契約と共通・共有)
1事故につき	US\$ なし	US\$ なし
保険期間中通算	US\$ なし	

< 概算特約保険料 >

(3) オプション(生産物回収費用担保特約)

1回収かつ保険期間中支払限度額(基本契約の外枠)	免責金額(1回収につき)	縮小支払割合
US\$ 50,000	US\$ 1,000	90%

< 概算特約保険料 >

4. 保険契約のお引受けに際して(続き)

保険料に関する事項

保険料は、概算となります。概算保険料は、次の条件をもとに算出しています。

保険期間：1年間

保険料算出基礎数字(売上高)：5億円(内訳欧州3億円、アジア2億円)

保険の対象となる貴社製品の種類、輸出地、売上高(輸出高)などのご契約条件等によって、保険料は、お客様ごとに異なります。実際に適用される保険料については、代理店または弊社までお問い合わせください。

保険料の精算

この契約では、保険料について、確定精算を行う方式と、確定精算を行わない方式を選択することができます。

a. 確定精算を行う方式

当年度の見込みの売上高に対して概算保険料をいただき、確定した当年度の売上高に基づいて保険期間終了後に精算します。なお、確定保険料が契約時に定めた最低保険料を下回るときは、既にお支払いいただいている保険料と最低保険料の差額を精算します。

b. 確定精算を行わない方式

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度の確定した売上高に基づいて保険料を算出します。保険期間終了後の保険料の精算は行いません。

5. ご注意事項

もし事故が起きたときは

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。(保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。)

ご契約の際のご注意

告知事項

申込書等に または が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約が無効となります。
* 弊社の代理店には、告知受領権があります。

通知事項

ご契約後に申込書等に が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じる場合は、すみやかにご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約がある場合は、原則としてこの保険契約が優先して適用されます。詳しくは保険約款の内容によります。

責任開始期

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時(申込書またはセットされる特約条項に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)から開始します。

保険料についての注意点

保険料はご契約と同時に お支払いください。保険料を分割払いでお支払いいただく場合、初回保険料はご契約と同時に お支払いください。第2回目以降の分割保険料は、払込期日までにお支払いください。所定の期日まで分割保険料の入金がない場合には、その払込期日後に起きた事故による損害に対して保険金をお支払いできないことや、ご契約が失効したり、ご契約を解除させていただくことがあります。

解約と解約返れい金

ご契約の解約(ご契約者の意思により、保険契約の効力を保険期間中に将来に向かって消滅させること。)については、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

返還される保険料があっても、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。

すでにお支払いいただいた保険料と弊社より返還する保険料の差額が最低保険料に満たない場合には、すでにお支払いいただいた保険料から最低保険料を差し引いた金額を返還します。ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

保険料領収証

保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。

5. ご注意事項(続き)

保険証券

ご契約後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。

代理店の業務

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約は、弊社と直接締結されたものとなります。

保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

()ご契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行いません。

ご契約者と被保険者が異なる場合

ご契約者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

ご高覧ありがとうございました。
ご検討の程、何卒よろしくお願い申し上げます。



本保険に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

取扱代理店 根本保険事務所
(所在地) 東京都江戸川区一之江8-5-3
(TEL) 03-3654-9408
(mail) nhj@mx2.ttcn.ne.jp

または

(引受保険会社)
東京海上日動火災保険株式会社
東京都千代田区丸の内1-2-1